

しるさと農業委員会だより

編集 農業委員会 運営委員会 発行 農業委員会会長 磯部 昇 発行年月日 平成23年3月15日 第7号



会長あいさつ



農業委員会 会長 磯部 昇

日頃より当農業委員会活動にご支援、ご協力をいただき感謝申し上げます。

現在の農業情勢を取り巻く環境は、非常に厳しいものがありますが、本会としまして、農地を守り、農業再生活性化を大きな目標として取り組んでいくところとす。平成21年12月に農地法の一部が改正され、新たな農地制度の運用も着実に実効を上げ始めております。

しかし、新たな問題としまして、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加が実現されますと、農産物の関税も含めて低く広く市場開放することとなり、農業関係においては大打撃を受けることとなります。農業委員会も全国組織で上部機関に対しTPP交渉参加には反対の要請をしております。

今後も、本町の抱える農業諸問題等を関係機関と連携を密にし、城里町農業の発展のために農業委員が丸となって努力していく所存でございますので、皆様方より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本年の豊穡の秋を心より念願し、委員会だより発行にあたってのあいさついたします。

平成23年度城里町農業臨時雇標準賃金表

平成23年2月25日の農業委員会総会にて、決定されました。この額はあくまでも標準額ですので、契約するときは、諸条件を考慮し、両者の話し合いにより決定して下さい。

◎人力の場合 (単位：円)

Table with 3 columns: 作業別 (田植, 水田除草, 稲草刈, 畑仕事, ごぼう掘り, 茶摘み), 賃金 (5,500, 5,500, 5,500, 5,500, 10,000, 5,500), 摘要 (1日当り, 1日当り, 1日当り, 1日当り, 1日当り, 1日当り)

(単位：円)

◎機械力の場合 (10a当り) 基盤整備された圃場を基準

(単位：円)

Table with 3 columns: 作業別 (水田(陸)耕起, 水田(陸)代かき, 畑耕起, 田植, 田植請負, 水稲育苗, ごぼう掘り, バインダー, ハーベスタ, コンバイン, 水稲乾燥, 麦類乾燥, 肥料散布, 農薬散布), 賃金 (6,300, 7,800, 6,300, 8,400, 25,800, 788, 37,800, 81,900, 8,400, 8,400, 17,850, 31,350, 12,600, 10,500, 12,600, 3,150, 3,150), 摘要 (1日当り, 1日当り, 1日当り, 1日当り, 1日当り, 1箱当り税込運搬, トラクター, トレンチャー, 結束紐含む, 刈取のみ、運搬3,000円加算, 乾燥・運搬含む, 大豆刈取のみ、運搬は3,000円加算, 20kg袋扱い(肥料は委託者負担), 農薬は委託者負担)

◎草刈・もみすり・あぜぬり

Table with 3 columns: 作業別 (草刈, もみすり, あぜぬり), 賃金 (1,000, 700, 50), 摘要 (1時間当り(機械代含む), 玄米60kg当り, 1m当り(片面))

【人力の場合の注意点】

- 1. 1日の労働時間は8時間原則とし、基準時間を超過した労働については、1時間当たり標準賃金の20%増とする。
2. 食事は、原則として支給しない。賄をつける場合でもできるだけ簡素化する。
3. 原則として、性別による賃金差をつけない。ただし、作業効率に極度の差がある農作業については考慮する。
4. 作業の難易、圃場条件等により、上記金額によるものが適当でない場合は、当事者間で調整する。
5. この賃金表は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間について適用する。

【機械力の場合の注意点】

- 1. 燃料代等は、請負者負担です。



農業委員会の活動

こんな仕事をしています

農業委員は地域の相談役

農地、後継者、農業のことなど農家の相談相手

農地法に基づく許認可に関する事

農地の貸借、売買、転用について審査、審議

優良農地の確保と有効利用

農地パトロール等を実施して、遊休農地・耕作放棄地の解消、無断転用の防止

農業者年金の加入と受給に関する事

加入の推進、受給手続きの手伝い、円滑な経営移譲の指導

農地の利用調整に関する事

認定農業者、農家の担い手、新規就農者への農地の利用集積や経営改善の指導

農地情報の一元化

農家基本台帳の整備、各種証明書の発行

農業や農業者に関する情報提供

全国農業新聞、全国農業図書、農業委員会だよりの発行

農家の意見や要望を集約

農業者の声を積み上げて意見等の公表、行政への建議



家族経営協定

新たに2組の農家が締結

去る2月16日、笠間市立笠間公民館にて「家族経営協定調印式」が開催され、本町から2組の農家が新たに家族経営協定に調印しました。

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業環境について家族みんなで話し合いながら、取り決めを文書化することです。

《家族経営協定を締結した2組の農家紹介》

- ① 増井 飯村富夫さん(妻、後継者)との三者で締結
水稲、ほうれん草、ゴボウ、生姜、じゃがいもを栽培。
② 徳蔵 盛田守さん(妻と締結)
水稲、お茶を栽培。

調印式に出席した盛田さんは、「夫婦で協力して、おいしいお米を作っていきたい」と抱負を述べました。



平成22年度 家族経営協定調印式

前列の左が盛田守さん

中央地区農業委員会 合同研修会報告



去る2月4日水戸市のフエリヴェールサンシャインにおいて、水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡の6市町からなる中央地区農業委員会の合同研修会が開催されました。東京大学准教授の安藤光義先生から、新たな農地制度と農業委員への期待・TPPをめぐる情勢について講話いただきました。

耕作放棄地全体調査 利用状況調査

を実施しました

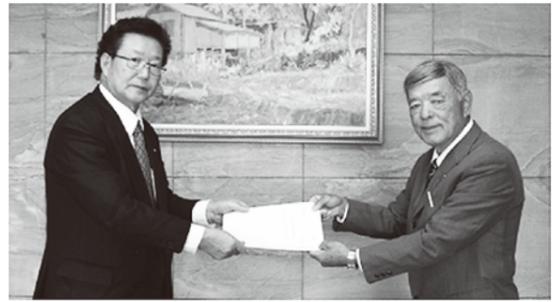
当農業委員会では、昨年に続き7月から9月に耕作放棄地の実態調査を行いました。町内の耕作放棄地となっている農地を対象に、その状況等を調査し集計を行いました。

また、昨年度の改正農地法により、毎年一回、すべての農地について利用の状況調査を行うことが義務付けられたため、8月から12月にかけて利用状況調査を行いました。利用状況調査は、農業上の利用の増進を図るため、所有者等に必要な指導を行うものです。

本年度から、耕作放棄地解消に向けての活動を強化するため、各農業委員が担当地区ごとに重点箇所を定め、農地所有者宅を訪問し、意向調査や放棄地解消・除草等の指導を実施しました。

平成23年度も、引き続き耕作放棄地解消目標のため、未指導対象農地（雑草が繁茂）の所有者宅を訪問しますのでご協力をお願いいたします。

会長が、町長に建議書を提出



阿久津町長に建議を提出する磯部会長

当農業委員会では、去る12月6日、「平成23年度城里町農政に関する建議書」を町長に提出いたしました。

建議の内容は、担い手育成・確保対策、優良農地の維持と耕作放棄地解消の強化、地産地消食育の展開などの5項目で、農村地域の振興のための施策支援対策を強く要望いたしました。

女性農業委員活動報告

三村由利子委員が、いばらき女性農業委員の会の会長に就任！

女性農業委員の会は、女性の観点から農業経営の発展や地域農業の振興に向け活動を行っており、本町からは三村由利子委員、鯉淵善子委員が加入し積極的な活動を行っております。

去る平成22年7月30日に開催した「いばらき女性農業委員の会」第6回定例総会において役員改選があり、三村由利子委員が会長に就任されました。女性農業委員の会での活動はもちろん、茨城県の会長として全国の会議やシンポジウムに参加するなど女性農業者の代表として農業の課題解決に向けた活動を行っています。



会長あいさつを行う三村由利子委員

《女性農業委員の会研修》
平成22年11月11日 茨城県久慈郡大子町
（農業委員会、斉藤りんご園の取り組み）
平成22年12月3日～4日
栃木県宇都宮市
（栃木県女性農業委員との合同研修）

農地のことは 農業委員会にご相談ください。

- ◎農地を耕作目的で取得や貸し借りをしたい。
- ◎農地に住宅を建てたい。
- ◎農地を農地以外に利用したい。
- ◎自分の農地に良質な土をいれ、改良したい。
- ◎自分の農地に農業用施設を作りたい。

農地は農地法という法律によって、用途や権利移動などが厳しく制限されています。もし、先のような場合に農業委員会への申請や届出を怠ると、農地法違反になってしまいます。このような時は事前にお近くの農業委員、または農業委員会事務局へご相談ください。

転用の許可後は地目変更を

農地転用の許可後（一時転用を除く）、転用目的どおり工事が完了しているにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままの土地が見受けられます。農地転用の許可を受けたとしても、法務局で地目変更登記をしない限り登記簿上の地目は変わりません。

まだ手続きをしていない方は、お早めにお願います。なお、地目変更登記には農地転用の許可書の添付が必要となっております。許可書を紛失された場合は農業委員会事務局にお問合せ下さい。

全国農業新聞

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業専門誌です。ぜひ、購読して、皆さんの農業経営の参考にはいかがでしょうか。

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：一ヶ月600円
- 申込み：農業委員会事務局



農業者のための公的な積立年金 農業者年金に加入しましょう

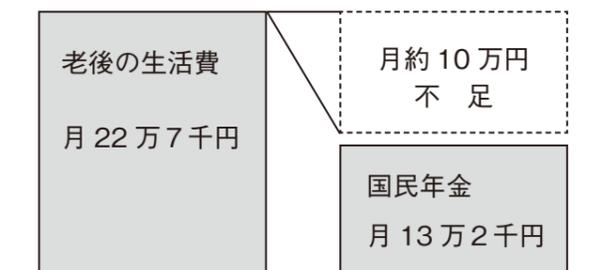
- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

終身年金で80歳までの保証付きです。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

老後生活は、こんなにお金がかかる！ 夫婦二人の場合



夫婦2人の国民年金の合計は、月額13万2千円（40年加入）

一方、夫婦2人の老後の生活費は、月額22万7千円（平成15年・農林水産省調べ）

国民年金だけでは、月額10万円不足します。

詳しい内容については、農業委員会事務局にお問合せください。

編集後記

今回は、農業委員の活動について広く皆様に知っていただきたく、農業委員の役割や活動状況を中心とした内容としました。今後より一層皆様のお役に立てる紙面づくりに努めて参ります。

城里町農業委員会事務局
〒311-4303
城里町石塚1428-1
コミュニティセンター城里
電話 029-288-3111
FAX 029-288-2362